

## 取引基本契約書

\_\_\_\_\_（以下、「お客様」という）とY株式会社（以下、「Y」という）とは、お客様とY間の製品の継続的取引について、次の通り合意します。

### 第1条（基本原則）

お客様およびYは、本契約を通じて相互の繁栄を図り、社会・経済の健全なる発展に寄与するものとします。

- 2 お客様およびYは、前項の目的を達成するため、信義誠実の原則に則り本契約を履行するものとします。

### 第2条（基本契約と個別契約）

本契約は、お客様・Y間の売買取引および製造委託取引に関する基本的事項を定めたものであり、お客様・Y間の個々の取引（以下、「個別契約」という）に適用するものとします（以下、本契約および個別契約に基づきYからお客様に供給する製品を「本件商品」という）。なお、お客様とYが合意の上、個別契約において、本契約と異なる事項を定めることができるものとします。

### 第3条（仕様及び価格等の決定）

お客様は、Yに本件商品の要求仕様を提示し、お客様とYは協議の上、本件商品の仕様を決定するものとします。

- 2 お客様は、本件商品ごとに発注予定数量（一月当たり及び長期の発注予定数量であり、以下、「発注予定数量」という）をYに提示するものとします。
- 3 お客様とYは、第1項および第2項に基づく仕様、発注予定数量、納期等に基づき本件商品の取引価格を双方協議の上、定めるものとします。

### 第4条（個別契約）

個別契約は、お客様から、発注年月日、本件商品の品名・品番、単価、数量、納期、納入場所を記載した注文書をYに発行し、Yがこれを承諾することにより成立するものとします。なお、お客様及びYが予め別途協議の上その取り扱いを定めた事項については、注文書への記載を省略することができるものとします。

- 2 お客様は、前項に基づく発注を行うに当たっては、毎月 日までに、毎月 日を締め切り日とした翌月1ヶ月分の発注を行うものとし、また、発注と同時に翌々月以降2ヶ月分の内示をYに提示するものとします。
- 3 第1項に基づきお客様から発注された数量と、前項に基づく内示数量または発注予定数量とが異なり、その対応のためにYが費用を要した場合には、お客様は、Yの当該費用を負担するものとします。
- 4 お客様は、個別契約の内容を変更する必要がある場合には、速やかにその旨をYに通知し、その対応を双方協議の上決定するものとします。なお、協議の結果、個別契約の内容を変更し、これによりYが損害を被った場合、お客様は当該Yの損害を賠償するものとします。
- 5 お客様は、発注を打ち切る場合、または発注数量が発注予定数量を大幅に減少する場合、打ち切り日または発注数量の減少開始日の か月前までにその旨書面でYに通知するものとし、お客様からの当該通知が打ち切り日または減少開始日から か月に満たない時期に行われた場合で、当該打ち切りまたは発注数量減少の対象となる本件商品（その部材を含む）の在庫が転用できない場合、お客様は当該打ち切りまたは発注数量減少によりYが蒙った損害を賠償するものとします。

### 第5条（納入と検収）

Yは、納期を遵守して本件商品を納入し、お客様は本件商品を受領した場合、直ちに受領証を

Yに発行するものとし、お客様による目的物の受領をもって検収とします。

- 2 お客様は、前項に基づく本件商品の受領後速やかに個別契約に基づき合意した仕様に基づく受け入れ検査を実施するものとし、
- 3 本件商品の所有権は、お客様がその代金の支払いを完了したときにお客様に移転するものとし、但し、代金の支払い完了前に、お客様から第三社へ本件商品が正当に販売され、お客様から第三者への本件商品の引き渡しが行われた場合、当該第三者への引き渡しをもって所有権はYからお客様に移転するものとし、
- 4 前項の但し書きは、お客様の代金の支払義務を免責するものではありません。
- 5 納入前にお客様の責に帰し得ない事由により本件商品の全部または一部が滅失、毀損、変質等した場合、当該損害はYが負担するものとし、

#### 第6条（品質保証）

Yは、本件商品の品質を保証するため、責任をもって品質管理及び出荷検査を行うものとし、

- 2 検収から12ヶ月以内に（以下、「補償期間」という）、Yの責に帰する隠れた瑕疵ある本件商品（以下、「不良品」という）が発見された場合、お客様は直ちにその旨Yに通知し、Yは第3項以降に基づき不良品について補償を行うものとし、
- 3 前項に基づくお客様からYに対する通知があった場合、お客様とYは協議合意の上次の各号の事項を決定するものとし、
  - ① 不良品の存在およびその内容。
  - ② 不良品に関してお客様の蒙った損害の範囲とそれに対するYの責任範囲。
  - ③ 不良品に関する次のいずれかひとつの対応。
    - (1) 不良品の修理。
    - (2) 代替品と交換。
  - ④ 不良品の選別等、不良品に関してお客様が損害を蒙った場合の、お客様の損害額とそれに対するYの負担割合。
- 4 補償期間経過後であっても、Yの責による本件商品の瑕疵を原因としてお客様またはお客様の顧客等の第三者の生命、身体または財産に損害が生じた場合、Yは第3項（第3号を除く）に準じた補償を行うものとし、
- 5 不良品が発生した原因が次の各号のいずれかに該当する場合、Yは、第2項ないし第4項の補償の責を負わないものとし、
  - ① 第7条に規定する支給品の瑕疵を原因とする場合（Yによる支給品の受け入れ検査の実施の有無を問わない）。
  - ② お客様がYに指示した事項を原因とする場合。
  - ③ お客様等による本件商品の使用、保管、修理を原因とする場合。
  - ④ その他、Yの責任によらない場合。

#### 第7条（支給品）

お客様が本件商品の品質、性能を維持するために必要と判断した場合、お客様は、Yと協議の上合意した方法により、有償または無償で本件商品の製造に使用する原材料または部品等をYに支給することができるものとし、（以下、お客様がYに支給する原材料または部品等を「支給品」という）。

- 2 有償支給品の所有権は、Yによる受領をもってYに移転するものとし、無償支給品を含むYの製品、仕掛品の所有権の帰属は、無償支給品と組み合わせられた他の部品、Yの作業工数、Yの技術等の付加価値を考慮の上、お客様とYで協議の上決定するものとし、

#### 第8条（貸与品）

お客様が本件商品の品質、性能を維持するために必要と判断した場合、お客様は、Yと協議の

上合意した方法により、有償または無償で本件商品の製造に使用する金型または治工具等をYに貸与することができるものとします（以下、お客様がYに貸与する金型または治工具等を「貸与品」という）。

2 Yは、貸与品を自己の財産と同等の注意をもって管理および使用するものとします。

#### 第9条（代金支払い）

お客様のYに対する本件商品代金の支払方法は、お客様とYで協議合意の上、決定するものとします。

#### 第10条（保証金）

お客様は、別途Yが要求し、お客様が合意した場合、契約保証金として、お客様・Y間の取引額に応じて双方協議の上定める金額をYに預託するものとします。

2 前項に基づきお客様がYに保証金を預託する場合、その詳細についてお客様・Y間において別途契約書を締結するものとします。

#### 第11条（期限の利益の喪失）

お客様およびYは、相手方に次の各号のいずれかに該当する事項が生じた場合には、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。

① 手形もしくは小切手を不渡りとし、または支払停止、支払不能に陥ったとき。

② 監督官庁より営業の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

③ 破産、会社整理、特別清算、民事再生手続及び会社更生手続の申し立てを受け、または自らこれを申し立てたとき。

④ 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行もしくは競売の申し立てまたは租税公課滞納処分を受けたとき。

⑤ 解散の決議をした場合。

⑥ 本契約または個別契約に違反があったとき。

⑦ 本契約およびその他付随する契約の履行に関し、虚偽の申し立てをする等本契約の履行において、不信行為の事実が生じたとき。

⑧ 災害、労働争議、その他により本契約の履行を困難にする事由が生じたとき。

⑨ その他、本契約の履行が困難で、Yの債権保全のために必要とYが認めたとき。

2 前項に基づき解除されたお客様またはYは、本契約および個別契約に基づく一切の債務の履行につき、期限の利益を失い、直ちに残債務全額を一括現金にて相手方に支払うものとします。

3 お客様またはYは、第1項に基づき契約解除を行った場合において、損害を被ったときは、当該損害の賠償請求を相手方に対してできるものとします。

#### 第12条（期限の利益の喪失と相殺）

前条第1項各号の事実が発生した場合、Yは、第9条に規定するお客様がYに対し履行しなければならぬ代金債権と、Yがお客様に対して履行しなければならない、第7条の支給品の代金債務、第10条の保証金（利息を含む）、その他Yのお客様に対する債務とを、期限の如何にかかわらず、Yはいつでも相殺することができるものとします。

2 前項により相殺できる場合、Yは事前の通知および所定の手続を省略し、お客様に代わり保証金（利息を含む）等を受領し、債務の弁済に充当することができるものとします。

#### 第13条（権利・義務の譲渡の禁止）

お客様およびYは、相手方の承諾なくして本契約および個別契約より発生する権利・義務を第三者に譲渡してはならないものとします。

#### 第14条（知的財産権）

お客様とYは、相手方の承諾を得ることなく相手方の特許権等の知的財産権を使用してはならないものとします。

#### 第15条（図面の管理）

お客様およびYは、本契約および個別契約の履行に当たり、相手方から開示された図面および仕様書等の技術資料を善良なる管理者の注意をもって使用および管理するものとし、相手方の事前承諾を得ることなく第三者に開示し、譲渡し、または本契約および個別契約の履行の目的以外に使用してはならないものとします。

#### 第16条（機密事項の守秘義務）

お客様およびYは、本契約遂行上知り得た相手方の技術上および業務上の機密事項を第三者に開示または漏洩してはならないものとします。但し、情報の受領者の責によらずして公知となった情報についてはこの限りでないものとします。

#### 第17条（本件商品の輸出）

お客様は、本件商品（本件商品を使用した製品を含む）を日本国外に輸出する場合、輸出に関する関係法令を遵守の上、自己の責任で輸出するものとし、本契約の他の規定に拘わらず、知的財産権の侵害等の問題が生じた場合、自己の責任で処理解決するものとします。

#### 第18条（環境規制）

お客様は、本件商品または本件商品を使用した製品の輸出先の法令等により、含まれてはならない環境規制物質がある場合には、事前に書面で当該仕向け地と物質名等をYに通知するものとします。

- 2 前項の通知に基づく調査の結果、本件商品に規制物質が含まれていた場合には、お客様とYは協議の上、その対応を協議し、協議の結果、材料変更、材料分析データ報告等の対応が決定した場合、お客様は当該対応のためにYが要する費用を負担するものとします。

#### 第19条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第20条（有効期間）

本契約の有効期間は 年 月 日から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までにお客様・Yのいずれからも本契約の終了または改訂について書面による申し出がない場合、本契約は同一条件でさらに1年間継続するものとし、以後もこの例によります。

- 2 前項の規定に関らず、第6条、第11条第3項、第13条ないし第17条および第19条の規定は、対象事項が消滅するまで有効とします。

#### 第21条（協議解決）

本契約および個別契約に定めのない事項または本契約もしくは個別契約の解釈について疑義が生じた場合、お客様とYは誠意をもって協議の上、解決するものとします。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、お客様・Yそれぞれが記名押印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

お客様：

Y：